# 国内外の環境を取り巻く動向

# <概況>

- ・国内外の環境を取り巻く状況は大きく変化しており、世界はもとより、日本国内でも企業など をはじめ SDGs やパリ協定を受けた脱炭素化の達成に向けた動きや気候変動への適応、循環型 経済へのシフトなどが活発化しています。
- ・国内においては、気候変動対策、生物多様性、資源循環、環境教育について法整備が進んでいます。また、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行や再生可能エネルギー特別措置法、日本再興戦略、平成28(2016)年に再生可能エネルギーの最大導入が目標に掲げられるなど、SDGsの考え方も活用しながら、環境・経済・社会の統合的向上の具体化が進んでいます。
- ・平成30(2018)年4月に閣議決定された国の第5次環境基本計画では、地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合い、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の取組がスタートしつつあります。

奥の店力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」の取組がスタートしつつめります。				
年	国際的な動向	国内の動向	愛知県の動向	
平成 22 年 (2010 年)	・「生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)」 (名古屋)開催	•「生物多様性保全活動促進法」施行		
平成 23 年 (2011 年)		・「第4次環境基本計画」策定 ・「再生可能エネルギー特別措置法」 施行 ・「生物多様性地域連携促進法」制定	·愛知県海岸漂着物対策推進地 域計画 ·第5次愛知県緑化基本計画	
平成 24 年 (2012 年)		・「第4次環境基本計画」策定 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 閣 議決定 ・「再生可能エネルギー特別措置法 (FIT 法)」制定 ・「都市の低炭素化の促進に関する法 律 (エコまち法)」制定	•愛知地域公害防止計画	
平成 25 年 (2013 年)	IPCC 第 5 次評価報告書	・「第3次循環型社会形成推進基本 計画」策定	・あいち生物多様性戦略 2020 ・あいち自動車環境戦略 2020	
平成 26 年 (2014 年)		・「エネルギー基本計画」策定 ・「環境教育等による環境保全の取 組の促進に関する法律改正	·第 4 次愛知県環境基本計画	
平成 27 年 (2015 年)	<ul><li>・COP21 でパリ協定採択</li><li>・国連総会にて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ(SDGs)」採択</li></ul>	・「気候変動の影響への適応計画」策 定		
平成 28 年 (2016 年)	・パリ協定発効 ・世界経済フォーラム(ダ ボス会議)で海洋ごみ に関する報告書発表	・「地球温暖化対策計画」策定 ・「SDGs 推進対策本部」立ち上げ	•愛知県災害廃棄物処理計画	
平成 29 年 (2017 年)		・「再生可能エネルギー特別措置法 (FIT 法)」改正	・愛知県廃棄物処理計画」 ・あいち地域循環圏形成プラン	
平成 30 年 (2018 年)	·IPCC「1.5℃特別報告 書」公表	・「第5次環境基本計画」策定 ・「気候変動適応法」制定 ・「第四次循環型社会形成推進基本 計画」策定 ・「海岸漂着物処理推進法」改正	・あいち地球温暖化防止戦略 2030 ・「愛知県地球温暖化対策推進 条例」公布 ・愛知県環境学習等行動計画 2030	
令和元年 (2019年)		・「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定 ・「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(森林環境税法)」制定・「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行		
令和2年 (2020年) 以降	・生物多様性 COP15(中国)-次期目標の採択	・新学習要領スタート(小学校 2020 年度~、中学校:2021 年度~、高 等学校:2022 年度~)		

# 1) SDGsなど環境に関する新たな考え方

# (1) 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals:SDGs)

平成 27 (2015) 年「国連持続可能な開発サミット」が開催され、150 を超える加盟国首脳の参加のもと「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、17 の目標と 169 のターゲットからなる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。SDGs では「誰一人取り残さない」社会の実現のため、経済・社会・環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が共聴され、先進国を含めた国際社会全体が、将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが求められています。

国内では平成30(2018)年度より、地方創生に資する、地方自治体による持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取組を推進していくことの重要性から、自治体によるSDGsの達成に向けた優れた取組を提案した都市を「SDGs 未来都市」として選定しており、愛知県内では、愛知県、名古屋市、豊田市、豊橋市が採択されています。

SUSTAINABLE GENALS

17 GOALS TO TRANSFORM OUR WORLD

1 NO PROPERTY

1 MO PROPERTY

持続可能な開発目標 (SDGs) における 17 の目標

資料: JAPAN SDGs Action Platform (外務省ホームページ)

# (2) 第五次環境基本計画と地域循環共生圏

国の第五次環境基本計画は、SDGs・パリ協定採択後初めての環境基本計画として平成30(2018) 年4月に閣議決定され、SDGsの考え方も活用しながら経済・社会・環境の統合的向上を具体化する 分野横断的な6つの「重点戦略」が設定されています。また、地域の活力を最大限に発揮する「地 域循環共生圏」の考え方を新たに提唱しています。

地域循環共生圏とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で、「地域循環共生圏」の創造による持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築するものです。



資料:環境省資料

地域循環共生圏の概念図



資料:環境省資料

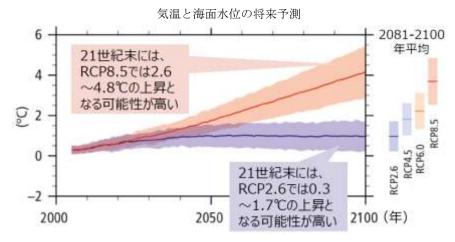
# 2) パリ協定を踏まえた気候変動対策の動き

# (1)パリ協定

IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の第 5 次評価報告書によると、1986-2005 年と比較した 21 世紀末(2081-2100 年)までの世界の平均気温は、RCP2.6 で  $0.3\sim1.7$   $^{\circ}$   $^{\circ}$  RCP8.5 で  $2.6\sim4.8$   $^{\circ}$  上昇する可能性が高く、どれだけ対策をとっても、世界の平均気温は上昇する可能性が高いことが予測されました。

その後、平成 27 (2015) 年に開催された COP21 (気候変動枠組条約第 21 回締約国会議) において、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界の気温の変化を  $2^{\circ}$  C以内にとどめ、 $1.5^{\circ}$  C以内に抑える努力を追求することが掲げられました。

また、平成 30 (2018) 年の IPCC 特別報告書において、持続可能であるためには、2050 年前後 に温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成し、気温変動を 1.5℃以内にとどめる必要があると報告 されたことを受け、実質排出量ゼロの達成をなるべく早期化する必要があるとされています。



資料:環境省資料 (IPCC 第5次評価報告書 統合報告書政策決定者向け要約より環境省作成)

# (2) 国内における温暖化対策の加速

国は平成28(2016)年に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において、2030年度において 温室効果ガス排出量を2013年度比26.0%減の水準にすることを目標としました。

さらに、地球温暖化対策を更に加速化する必要があるという認識の広がりを受け、令和元 (2019) 年6月に「パリ協定長期成長戦略」を定め、今世紀後半のできるだけ早期に、温室効果 ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」の実現を目指すこととしています。そのために、 まずは2050年までに温室効果ガスを80%削減するとしています。

# パリ協定長期成長戦略のポイント

第1章:基本的な考え方(ビジョン)

- 最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、
- 2050年までに80%の削減に大胆に取り組む ※補み上げてはない、将来の「あるべき姿」 ※1.5℃努力回標を含むバリ協定の長期回標の実現にも貢献 ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現、取組を今から迅速に実施。

世界への貢献、将来に希望の持てる明るい社会を描き行動を起こす [東京: SDGs連成、共前、SocietyS.D. 共経連項共生団、課題解決先連回]

### 第2章:各分野のビジョンと対策・施策の方向性 第1節:排出削減対策・施策

#### 1.エネルギー: エネルギー転換・脱炭素化を進める ため、あらゆる選択肢を追求

- ・ 再エネの主力電源化
- ・火力はパリ協定の展期目標と整合的CCO。排出開減
- ・CCS・CCU/カーボンリサイクルの推進
- ・水素社会の実現/蓄電池/原子力/省エネ

#### 2.産業:脱炭素化ものづくり

- ・00プリー水南の活用(「七つカーパン・スチール」への削減等) ・CCU/パイオマスによる原料転換(人工光合成等)
- ・抜本的な省エネ、中長期的なプロン類の廃絶等

#### 3.運輸: "Well-to-Wheel Zero Emission" チャレンジへの貢献

- -2050年までに世界で供給する日本車について世界 展高水準の環境性能を実理
- ・ビックデータ・IoT等を活用した道路・交通システム

# 4.地域・くらし:2050年までにカーボンニュートラル でレジリエントで快適な地域とくらし を実現/地域循環共生圏の創造

- ・可能な地域・企業等から2050年を待たずにカーボン ユートラルを実現
- ・カーボンニュートラルなくらし(住宅ヤオフィス等のストック平均 でZEB・ZEH相当を進めるための技術開発や普及促進/ ライフスタイルの転換)
- ・地域づくり(カーボンニュートラルな都市、商山衛村づの)。 分散型エネルギーシステムの構築

### 第2節: 吸収源対策

# 第4章:その他

人材育成 ・公正な移行 ・政府の事先的取組 ・適応によるレジリエントな社会づくりとの一体的な推進 ・カーボンブライシング(専門的・技術的議論が必要)

資料:環境省資料

### 第3章:「環境と成長の好循環」を実現するための横断的施策

#### 第1節:イノベーションの推進

・温室効果ガスの大幅削減につながる横断的な脱炭素技術の実用化・普及のためのイノベーションの推進・社会実装可 絶なコストの実現

### (1)革新的環境イノベーション戦略

- コスト等の明確な目標の設定。官民サソースの最大限の投入、国内外における技術シーズの発揮や創出、ニーズからの 課題設定、ビジネスにつながる支援の強化等
- ・排縦的な研究開発、G20の研究練製団の連携を強化し国際共同研究開発の展開/RD20)第
- ・実用化に向けた目標の設定・課題の見える化
- を付けたいけたと目が必要と、36年の76人ものと 「CO」プリー水素製造コストの10分の 1 以下など既存エネルギーと同等のコストの実現 CCU/カーボンリサイクル製品の既存数品と同等のコストの実現、原子力(原子炉・核酸合) ほか (2)経済社会システム/ライフスタイルのイノベーション

- 第2節:グリーン・ファイナンスの推進 ・イノペーション等を適切に「見える化」し、金融機関等がそれを後押しする資金循環の仕組みを構築
- (1)TCFD。等による開示や対話を通じた資金循環の構築 ※京様市道外門時報は
- 産業:TCFDガイダンス・シナリオ分析ガイド拡充/金融機関等:グリーン投資ガイダンス策定
- 産業界と金融界の対話の場(TCFDコンソーシアム) 国際的な知見共有、発信の促進(TCFDサミット (2019年秋))

## (2)ESG金融の拡大に向けた取組の促進

· ESG金融への歌組促進(グリーンボンド発行支援、ESG地域金融施及等), ESG対話プラットフォームの整備、ESG 金融リテラシー向上、ESG金融ハイレベル・バネル 等

# 第3節 : ビジネス主導の国際展開、国際協力

#838F:Cンダイと主導の国際限制、国際協力 ・日本の強みである優れた環境技術・製品等の国際原則/相手国と協働した双方に裨益するコ・イノベーション (1)政策・制度構築や国際ルールづくりと連動した民族素技術の国際展開 ・相手国における制度構築や国際ルールづくりによるビジネス環境整備を適じた、税炭素技術の普及と温差効果ガスの排出削減(ASEANでの官民イニシアティブの立上げの提案、市場メカニズムを活用した適切な国際枠組みの構築等)

(2)CO。排出削減に貢献するインフラ輸出の強化 ・ハリ協定の長期目標と整合的にCO。排出削減に貢献するエネルギーインフラや都市・交通インフラ(洋上風力・地熱発 電などの再エネ、水素、CCS・CCU/カーボンリサイクル、スマートシティ等)の国際展開

(3)地球規模の限炭素社会に向けた基盤づくり ・相手国におけるNDC策定・緩和策にかかる計画策定支援等、サブライチェーン全体の透明性向上

# 第5章:長期戦略のレビューと実践

・レビュー:6年程度を目安としつつ情勢を踏まえて柔軟に検討を加えるとともに必要に応じて見遠し

・実践: 将来の情勢変化に応じた分析/連携/対話

# (3) 気候変動への適応

背景

IPCC 第 5 次評価報告書では、温室効果ガスの排出量を今すぐゼロにしても、世界の平均気温は上昇し、21 世紀末に向けて気候変動の影響のリスクが高くなると予測されています。この気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出の抑制等を行う「緩和」だけではなく、すでに現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して「適応」を進めることが求められています。

国は平成30(2018)年6月に気候変動適応法の公布、11月の気候変動適応計画の策定等の基盤整備とともに具体的な取り組みを進めつつあります。また、気候変動の影響は、気候、地理、社会経済条件等によって大きく異なることから、地域の実情や特性に応じた適応の推進について、地方自治体の役割が求められています。

我が国において、気候変動の影響がすでに顕在化し、今後更に深刻化するおそれ。適応策が重要。



資料:環境省

# 3)その他国内の動向

# (1)循環型社会形成推進基本計画

環境基本法の基本理念のもと、平成13(2001)年1月に完全施行された循環型社会形成推進基 本法をはじめとして、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の施行など、循環型社会の形成に 向けた法体系の整備が進められてきました。平成27(2015)年にはCOP21においてパリ協定が採 択され、低炭素化に向けた活動が求められています。

循環型社会形成推進基本法に基づき、平成30(2018)年6月に第4次循環型社会形成推進基本 計画が策定されました。今回の見直しでは、環境的側面、経済的側面及び社会的側面の統合的向 上を掲げた上で、重要な方向性として、次の3点を示しています。

- ①地域循環共生圏形成による地域活性化
- ②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- ③適正処理の更なる推進と環境再生

第4次循環型社会形成推進基本計画の概要



資料:環境省資料

# (2) 第5次エネルギー基本計画

エネルギー基本計画は、平成 14 (2002) 年 6 月に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、平成 15 (2003) 年 10 月から策定されています。「3E+S」とよばれる「安全性」、「安定供給」、「経済効率性の向上」、「環境への適合」というエネルギー政策の基本方針に則り、日本のエネルギー政策の基本的な方向を示すものです。およそ 3~4 年ごとに見直され、平成 30 (2018) 年 7 月 3 日に「第 5 次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。

第5次エネルギー基本計画では、常に踏まえるべき点として「東京電力福島第一原子力発電所事故の経験、反省を教訓に肝に銘じて取り組むこと」などを原点として検討が進められ、2030年、2050年に向けた方針が示されました。

日本は、東日本大震災前には20%あったエネルギー自給率が、原子力発電の停止により約8% (平成28(2016)年)まで下がっています。その上で、より高度な「3E+S」を目指すため、次の4つの目標を掲げています。

第5次エネルギー基本計画のポイント

資料:経済産業省「新しいエネルギー計画の概要」

第5次エネルギー基本計画は、「2030年」と「2050年」に向けて、以下のような目標を掲げています。

第5次エネルギー基本計画の目標

	2030 年に向けて	2050 年に向けて
方向性	エネルギーミックスの確実な実現	「エネルギー転換」と「脱炭素化」への 挑戦
再生可能 エネルギー	電源構成比率 22~24%	経済的に自立し「脱炭素化」した主力電源を目指す。
原子力発電	電源構成比率 20~22%	安全性・経済性・機動性に優れた原子炉 の追求、バックエンド問題の解決に向 けた技術開発
化石燃料	電源構成比率 56%	資源外交を強化し、石炭火力発電は フェードアウト
省エネルギー その他	実質エネルギー効率 35%減	省エネ促進、水素や蓄電池等の技術開 発推進、分散エネルギーシステムの構 築

# (3) 生物多様性国家戦略 2012-2020

平成22 (2010) 年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを示すとともに、平成23 (2011) 年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物多様性国家戦略2012-2020」を平成24 (2012) 年9月に閣議決定しました。そのポイントは以下のとおりです。

- ①愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップを提示
- ②2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」を設定
- ③今後5年間の政府の行動計画として約700の具体的施策を記載

なお、国の第5次環境基本計画では、生物多様性条約 COP15 (令和2 (2020) 年10 月に開催予定) で採択予定のポスト2020 生物多様性枠組を踏まえて、令和3 (2021) 年以降に生物多様性国家戦略の改定が求められています。

これを受け、環境省では、次期生物多様性国家戦略の策定に向けて、2050年での「自然との 共生の実現」に向けた今後10年間の主要な課題や対応の方向性について、「次期生物多様性国家 戦略研究会」を令和2(2020)年1月に設置し、国際的な動向も踏まえながら、生物多様性国家 戦略の課題の抽出と対応の方向性を検討しています。



「生物多様性国家戦略 2012-2020」の概要

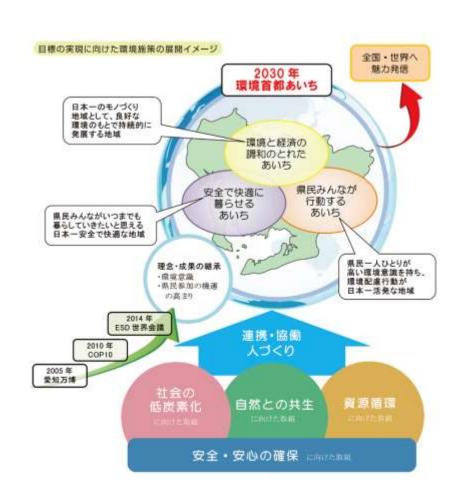
資料:環境省資料

# 4)愛知県環境基本計画

# ○第4次愛知県環境基本計画

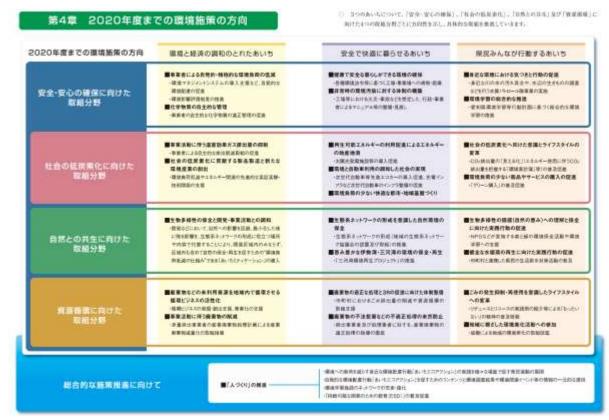
愛知県環境基本条例に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、 平成26 (2014) 年5月に策定。2030年までの長期展望として「県民みんなで未来へつなぐ「環境 首都あいち」」を目標とし、目標の実現に向けて、①環境と経済の調和のとれたあいち、②安全で 快適に暮らせるあいち、③県民みんなが行動するあいち、の「3 つのあいち」づくりを行うとして います。

令和 2 (2020) 年までの取組として、「安全・安心の確保」、「社会の低炭素化」、「自然との共生」、「資源循環」に向けた 4 つの分野ごとに、具体的な取組を推進するとともに、総合的な施策推進のため、持続可能な未来のあいちの担い手育成「人づくり」に重点的に取り組んでいます。



### 2030年の「環境首都あいち」では・・・

- 暮らし・地域・経済活動などあらゆる場面において、環境に配慮した行動が、意識しなくても自然になされています。
- ◆ その結果、安全で快適な暮らしが確保されるとともに、環境と経済が高い水準で具好な状態に保たれた、 魅力のある地域となっています。
- ◆ その魅力を、国内のみならず世界へと発信することにより、より多くの人や企業をこの地域へとひきつけます。



参考) 現在、愛知県第5次環境基本計画を策定中。

第4次計画の考え方を継承しながら、SDGs 達成を加速すべく、各取り組み分野について新たな課題への対応も含め取り組むとともに、SDGs を理解・認識した「行動する人づくり」やパートナーシップによる連携・協働を推進する方向となっています。

